

大阪府同和更生資金貸付金の償還に関する覚書

大阪府（以下「甲」という。）及び【〇〇市又は町】（以下「乙」という。）は、大阪府同和更生資金貸付要綱（以下「要綱」という。）に基づき甲が乙に対して貸付けた大阪府同和更生資金貸付金（以下「資金」という。）の償還に関する事務取扱について、次のとおり覚書を締結する。

（償還免除基準）

第1条 甲は、要綱第5の規定に基づき乙に貸付けた資金の貸付額のうち、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合で、かつ、乙の議会の議決若しくは地方自治法第180条第1項の規定に基づき乙の議会の指定した乙の長の専決処分、又は債権の管理に関する条例により債権を放棄したもの（二号に該当する場合を除く）に係る金額（以下「償還免除額」という。）について、乙からの償還を免除することができる。

- 一 破産法その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
- 二 債務者が時効の援用をしたとき。
- 三 債務者に対する乙の債権のうち、平成25年4月1日において消滅時効の期間が経過し、債務者が時効の援用をしていないもので、次のいずれかに該当する事由があるとき。
 - ア 債務者に差し押さえることができる財産がないとき。
 - イ 強制執行をすることによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
 - ウ 債務者の所在及び差し押さえることができる財産がともに不明であるとき。
- 四 債務者に対する乙の債権のうち、平成25年4月1日において消滅時効の期間が経過していない債権で、次のいずれかに該当する事由があるとき。
 - ア 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類すると認められるときで、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるとき。
 - イ 債務者に対する乙の債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるときで、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるとき。

（検査等）

第2条 甲は、前条の規定により乙からの償還を免除することを決定する業務において、必要があると認めるときは、乙に対し、乙の債権整理について状況等を検査し、適正に実施するよう求めることができる。

（償還免除額の決定）

第3条 甲が第1条の規定に基づき乙の償還を免除することとした場合における償還免除額については、その金額に係る甲の債権放棄に関して、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づく甲の議会の議決が得られたことをもって決定するものとする。

(償還の協議)

第4条 甲乙が締結した「大阪府同和更生資金借用証書」の規定に基づく資金の償還（「大阪府同和更生資金貸付金の償還に関する取り扱い要領」第2条の規定による償還を除く）については、甲乙協議の上、別途協議書により定めるものとする。

(疑義等の決定)

第5条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、解決を図るものとする。

この覚書締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年 月 日

甲 大阪府
代表者 大阪府知事 名

乙 〇〇市(町)
代表者 〇〇市長(町長) 名